

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年6月25日提出
【ファンド名】	キャピタル・ニューエコノミー・ファンドN F
【発行者名】	キャピタル・インターナショナル株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小泉 徹也
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビル
【事務連絡者氏名】	原田 伸健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビル
【電話番号】	03(6366)1000
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【臨時報告書の提出理由】

キャピタル・ニューエコノミー・ファンドNF（以下「当ファンド」といいます。）について、信託終了（繰上償還）にかかる手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

## 2【報告内容】

イ．信託終了（繰上償還）の年月日  
2025年7月18日（予定）

ロ．信託終了（繰上償還）に係る決定に至った理由

当ファンドはSMA専用ファンドとして2021年10月15日に設定し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行なってきました。しかしながら、当ファンドをお取り扱いいただく販売会社より、顧客のご意向で当ファンドを全て換金する予定がある旨のご連絡をいただきました。

当ファンドの受益権総口数、純資産総額は、2025年6月16日時点で信託約款に定める信託契約の解約水準（50億口または50億円）を下回る状況が続いており、当ファンドの受益者も当該サービスを受けられる投資家が唯一の受益者の状況です。

これを受け弊社としては、やむを得ず2025年7月18日付をもって当ファンドの信託契約を解約し、償還金を受益者にお戻しすることに致します。

ハ．法令に基づき信託終了（繰上償還）に係る決定に関する情報を当ファンドの受益者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

当ファンドにおけるすべての受益者（販売会社・投資家）に対し、書面または電磁的記録による信託終了（繰上償還）にかかる同意の意思表示の確認を開始したこと。また、信託終了（繰上償還）にかかる手続き開始の決定が、当ファンドの全残存口数に対して、受益者より解約の請求による信託終了（繰上償還）となるため、該当事項はありません。